

犯罪の被害にあわれた方への支援

1

慰謝料を払ってほしい

- 殴られて怪我をした。
- 交通事故で車がへこんだ。



このような場合で慰謝料、損害賠償を払ってもらうために

- ① 相手方との交渉
 - ② 裁判をする
- 等の支援ができます。※



※司法書士は簡易裁判所における訴訟額140万円以内の民事紛争に限り代理人として交渉することができます(司法書士法3条7号)。また、裁判所に提出する書類の作成については、訴訟額の制限はありません(司法書士法3条4号)。

2

処罰を求めたい



- 自宅の塀に悪口を書かれた。
- お金を騙し取られた。



このような場合で処罰を求めたいときは、告訴状、告発状の作成支援ができます。

3

犯罪じゃないかもしれないけど……



- インターネットの掲示板やSNSにひどいことを書かれている。
- 子どもが学校でいじめられている。
- 身体障害を理由にお店の利用を断られた。



このような場合で、慰謝料や処罰を求めたい訳ではなく、現状を改善したい。

そんな時は、法務局の「人権侵害救済申立」の手續支援ができます。